

# 保有個人情報管理規程

国立成育医療センター

# 国立成育医療センターにおける保有個人情報管理規程概要

## 第1章 総則

- ・ 保有個人情報管理体制の整備
- ・ 総括保護管理者、副総括保護管理者、病院等保護管理者、保護管理者、保護担当者等の設置
- ・ 個人情報の適切な管理のための委員会の設置
- ・ 職員の責務の明確化（法令の遵守等）

## 第2章 保有個人情報の取扱い

- ・ アクセス権限を有する者の制限
- ・ 複製、送信、外部への送信又は持ち出しなどの制限
- ・ 媒体の適切な管理
- ・ 復元又は判読不可能な方法による廃棄等
- ・ 台帳等による取扱状況の記録

## 第3章 情報システムの安全確保等

- ・ 認証機能の設定等によるアクセス制御
- ・ アクセス記録の保存、分析
- ・ ファイアウォールの設定等による不正アクセスの防止
- ・ コンピュータウイルスによる漏えい等の防止
- ・ 端末の盗難防止等（端末の固定、執務室の施錠等）

## 第4章 情報処理機器室等の安全管理

- ・ 入退室の管理（入室権限の制限、用件の確認、入退室の記録等）
- ・ 情報処理機器室等の管理（不正侵入対策、防火対策等）

## 第5章 保有個人情報の提供及び業務の委託等

- ・ 行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合の措置（利用目的、利用するデータの範囲等の書面による確認等）
- ・ 保有個人情報の取扱いに係る業務を委託する場合の措置（適切な委託先の選定、契約書等の記載事項等）

## 第6章 安全確保上の対応及び第7章 雑則

- ・ 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合の報告

及び再発防止策の実施、事実関係の公表等

- ・ 教育研修の実施
- ・ 管理の状況についての指導監督の実施
- ・ 各課における記録媒体、保管方法等の点検の実施
- ・ 措置の評価及び見直し等

# 国立成育医療センター保有個人情報管理規程

## 目次

- 第1章 総則（第1条 第8条）
- 第2章 保有個人情報の取扱い（第9条 第14条）
- 第3章 情報システムの安全確保等（第15条 第26条）
- 第4章 情報処理機器室等の安全管理（第27条 第30条）
- 第5章 保有個人情報の提供及び業務の委託等（第31条 第35条）
- 第6章 安全確保上の対応（第36条 第41条）
- 第7章 雑則（第42条 第47条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規程は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「法」という。）第6条及び厚生労働省保有個人情報管理規程（平成17年厚生労働省訓第3号）の規定に基づき、国立成育医療センター（以下「センター」という。）の保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置について定め、その保有個人情報の漏えい、滅失、き損等を防止し、適正な管理を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この規程において「個人情報」とは、法第2条第2項に規定する個人情報をいう。

2 この規程において、「保有個人情報」とは、法第2条第3項の保有個人情報のうち、センターが保有しているものをいう。

3 この規程において「病院等」とは、センターに置かれる運営部、病院及び研究所をいい、「病院長等」とは、これらの運営部、病院及び研究所の長をいう。

4 この規程において「課等」とは、センターに置かれる部、課及び室をいい、「課長等」とは、別表に掲げる部、課及び室の長をいう。

5 この規程において「情報システム」とは、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うものをいう。

### （保有個人情報の管理に関する事務）

第3条 運営部長は、センターにおける総括個人情報保護管理者として、保有個人情報の管理に関する規程類の整備、保有個人情報の管理に関する指導監督、教育研修の実施その他のセンターにおける保有個人情報の管理に関する事務を総括するものとする。

第4条 庶務課長は、センターにおける副総括個人情報保護管理者として、センターにおける保有個人情報の管理に関する事務に関して運営部長を補佐する。

2 庶務課長は、庶務課の職員に総括個人情報保護担当者として、庶務課長が処理することとされた事務を行わせることができる。

第5条 保有個人情報を取り扱う院長等は、病院等個人情報保護管理者として、当該病院等における保有個人情報の管理に関する事務を総括するものとする。

2 病院長等は、病院等の職員のうちから主任個人情報保護担当者を指名し、病院長等が処理することとされた事務を行わせることができる。

3 前項に規定する主任個人情報保護担当者は、前条第二項に規定する総括個人情報保護担当者を兼務することができる。

第6条 保有個人情報を取り扱う課等の課長等は、個人情報保護管理者として、各課等における保有個人情報を適切に管理するものとする。

2 課長等は、当該課等の職員のうちから個人情報保護担当者を指名することができる。

3 個人情報保護担当者は、課長等を補佐し、当該課等における保有個人情報の管理する事務を担当する。

(保有個人情報の適切な管理のための委員会)

第7条 運営部長は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため、必要があると認めるときは、委員会を設け、随時に開催することができる。

(職員の責務)

第8条 保有個人情報の取扱いに従事する職員は、法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに運営部長、病院長等、庶務課長、課長等、総括個人情報保護担当者、主任個人情報保護担当者及び個人情報保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

## 第2章 保有個人情報の取扱い

(アクセス制限)

第9条 課長等は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスをする権限(以下「アクセス権限」という。)を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の職員に限るものとする。

2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスをしてはならない。

3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスをしてはならない。

(複製等の制限)

第10条 職員は、保有個人情報の複製、送信、外部への送付又は持ち出し等の業務を行うときは、課長等の指示に従い、必要最低限の範囲においてこれらを行うものとする。

(誤りの訂正等)

第11条 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、課長等の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(媒体の管理等)

第12条 職員は、課長等の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要に応じ、耐火金庫等への保管、施錠等を行うものとする。

( 廃棄等 )

第 1 3 条 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体( 端末及びサーバに内蔵されているものを含む。 )が不要となった場合には、課長等の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法による当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

( 保有個人情報の取扱状況の記録 )

第 1 4 条 課長等は、必要に応じて保有個人情報の秘匿性等その内容に応じた台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

### 第 3 章 情報システムの安全確保等

( アクセス制御 )

第 1 5 条 課長等( 情報システムを取り扱う課長に限る。以下この章及び次章において同じ。 )は、保有個人情報( 情報システムで取り扱うものに限る。以下この章( 第 2 1 条を除く。 )及び次章において同じ。 )の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等( パスワード、IC カード、生体情報等をいう。以下同じ。 )を使用して権限を識別する機能( 以下「認証機能」という。 )を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

第 1 6 条 課長等は、前条の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定め( 整備( その定期又は随時の見直しを含む。 )、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。 )

2 職員は、自己の利用する保有個人情報に関して認証機能が設定されている場合、その認証機能の適切な運用を行うものとする。

( アクセス記録 )

第 1 7 条 課長等は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録( 以下「アクセス記録」という。 )を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に又は随時に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

2 課長は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

( 外部からの不正アクセスの防止 )

第 1 8 条 課長等は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定によるネットワーク経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

( コンピュータウイルスによる漏えい等の防止 )

第 1 9 条 課長等は、コンピュータウイルスによる保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止のため、コンピュータウイルスの感染防止等に必要な措置を講ずるものとする。

(暗号化)

第20条 課長等は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

(入力情報の照合等)

第21条 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行うものとする。

(バックアップ)

第22条 課長等は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第23条 課長等は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、仕様書、ネットワーク構成図等の文書について漏えい等が行われないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

(端末の限定)

第24条 課長等は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(端末の盗難防止等)

第25条 課長等は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、課長等が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

(第三者の閲覧防止)

第26条 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されないよう、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

#### 第4章 情報処理機器室等の安全管理

(入退室の管理)

第27条 課長等は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する部屋(以下「情報処理機器室」という。)に入室する権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退室の記録、部外者の識別、部外者が入室する場合の職員の立会い等の措置を講ずるものとする。

2 課長等は、必要があると認めるときは、情報処理機器室の出入口の特定、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。

3 課長等は、情報処理機器室の入退室の管理について、必要があると認めるときは、入

室に係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定め<sup>の</sup>整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワードの読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

（情報処理機器室の管理）

第28条 課長等は、外部からの不正な侵入に備え、情報処理機器室に施錠装置、警報装置、監視設備等の設置等の措置を講ずるものとする。

2 課長等は、災害等に備え、情報処理機器室に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

（保管施設の管理）

第29条 課長等は、保有個人情報を記録する電磁的記録媒体を保管するための施設を設けている場合において、必要があると認めるときは、前2条に規定する措置に準じて、所要の措置を講ずるものとする。

（執務室等に設置する場合の特例）

第30条 課長等は、情報処理機器室について、専用の部屋を確保するのが困難である等の理由により執務室内にサーバ等を設置する場合において、必要があると認めるときは、第27条及び第28条に規定する措置に準じて、所要の措置を講ずるものとする。

## 第5章 保有個人情報の提供及び業務の委託等

（保有個人情報の提供）

第31条 課長等は、法第8条第2項第3号及び第4号の規定に基づき他の行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

第32条 課長等は、法第8条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

第33条 課長等は、法第8条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2条に規定する措置を講ずるものとする。

（業務の委託等）

第34条 課長等は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずるものとする。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

- (1) 個人情報に関する秘密保持等の義務
- (2) 再委託の制限又は条件に関する事項
- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (6) 違反した場合における契約解除の措置
- (7) その他必要な事項

第35条 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

## 第6章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第36条 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った職員は、速やかに当該保有個人情報を管理する課長等に報告しなければならない。

第37条 課長等は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じなければならない。

第38条 課長等は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、病院長等及び運営部長報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに運営部長に当該事案の内容等について報告しなければならない。

第39条 課長等は、事案の内容等に応じ、運営部長の指示に基づき当該事案の内容、経緯、被害状況等を総長等に速やかに報告しなければならない。

第40条 課長等は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(公表等)

第41条 課長等は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講じなければならない。

## 第7章 雑則

(教育研修)

第42条 運営部長は、保有個人情報の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

2 運営部長は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。

3 課長等は、当該課等の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、運営部長の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

( 監査等 )

第 4 3 条 運営部長は、保有個人情報の適切な管理について必要があると認めるときは、病院長等又は課長等に対し保有個人情報の管理の状況について報告を求め、又は監査を行うことができる。

( 点検 )

第 4 4 条 課長等は、必要に応じ自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を病院長等及び運営部長に報告するものとする。

( 評価及び見直し )

第 4 5 条 病院長等及び課長等は、保有個人情報の適切な管理のため、前条の点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等を評価し、必要があると認めるときは、職員への教育研修の実施及び業務改善等を行うものとする。

( 保有個人情報の管理の細則 )

第 4 6 条 センターの保有する個人情報の管理に関し、この規程に定めるもののほか、「病院情報システム運用管理規程」「診療情報諸記録管理規程」「診療情報の 2 次利用に関する規程」「倫理委員会規程」「病院遺伝子検査取扱規程」の定めるところによるものとする。

2 センターの保有個人情報の管理に関する必要事項は、運営部長が定めるものとする。

第 4 7 条 課長等は、必要に応じ個人情報の特性及び利用・管理の実態に応じて、保有個人情報の適切な管理に関する定めを作成するものとする。

附 則

( 施行期日 )

この規程は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

所 属	部 等	所 属	部 等
運営部	庶務課長	研究所	発生・分化研究部長
	会計課長		小児思春期発育研究部長
	医事課長		免疫アレルギー研究部長
	調査課長		成育遺伝研究部長
	政策医療企画課長		母児感染研究部長
	図書館長		移植・外科研究部長
			薬剤治療研究部長
病院	総合診療部長		成育社会医学研究部長
	第一専門診療部長		生殖医療研究部長
	第二専門診療部長		成育政策科学研究部長
	こころの診療部長		共同研究管理室長
	特殊診療部長		ラジオアイソトープ管理室長
	手術・集中治療部長		
	周産期診療部長		
	放射線診療部長		
	臨床検査部長		
	医療情報室長		
	治験管理室長		
	栄養管理室長		
	薬剤部長		
	看護部長		

組織

管 理 者 等	職 名
総括個人情報保護管理者	運営部長
副総括個人情報保護管理者	庶務課長
総括個人情報保護担当者	庶務班長
病院個人情報保護管理者	病院長
病院主任個人情報保護管理者	指名する者
研究所個人情報保護管理者	研究所長
研究所主任個人情報保護管理者	指名する者
個人情報保護管理者	別表部課室長
個人情報保護担当者	指名する者

